平成 25 年 5 月 16 日

各　位

株式会社リミックスポイント
代表取締役社長　髙田　真吾
（コード番号：3825）
電話番号　（03）6206－2220

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり平成 25 年 6 月 27 日開催予定の当社第 10 期定時株主総会において定款一部変更を付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

・目的の変更（現行定款第 2 条）

今後の事業展開に備えるため、事業の目的に項目の追加を行うものであります。

・監査役の選任方法の変更（現行定款第 31 条）

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

（下線部分は変更箇所を示しております）

現　行　定　款	変　更　案
第 1 条（条文省略）	第 1 条（現行どおり）
（目的） 第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～15.（条文省略）	（目的） 第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～15.（現行どおり）
（新設）	16.労働者派遣事業
（新設）	17.他の会社又は外国会社の株式、持分、又はこれに相当するものを取得所有することによる当該会社等の事業活動の支配及び管理

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	18.当該会社等に対する、助言その他の経営指導
（新設）	19.各種企業に対する投資
（新設）	20.その他適法な商業
16.前各号に付帯関連する一切の事業	21.前各号に付帯関連する一切の事業
第 3 条～第 30 条　（条文省略）	第 3 条～第 30 条　（現行どおり）
（選任方法） 第 31 条 （条文省略） ②（条文省略）	（選任方法） 第 31 条　（現行どおり） ②（現行どおり）
（新設）	③当会社は、会社法第 329 条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
（新設）	④前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。
第 32 条～第 47 条　（条文省略）	第 32 条～第 47 条　（現行どおり）

3. 日程

（1） 定款変更のための株主総会開催日　　平成 25 年 6 月 27 日（木曜日）

（2） 定款変更の効力発生日　　平成 25 年 6 月 27 日（木曜日）

以上